

令和3年（2021年）第4回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	<p>報告第1号</p> <p>臨時代理事項の報告について</p> <p>(1) 議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第1号）（教育関係）について）の意思決定について</p> <p>(2) 職員の定年前早期退職について</p> <p>(3) 職員の採用について</p> <p>(4) 教職員の採用について（幼稚園）</p> <p>(5) 教職員の退職について（幼稚園）</p> <p>(6) 職員の人事異動について</p> <p>(7) 職員の普通退職について</p> <p>(8) 新しい学校推進室設置規則の制定について</p> <p>(9) 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について</p> <p>(10) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について</p> <p>(11) 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について</p> <p>(12) 枚方市教育委員会職員服務規程の一部改正について</p> <p>(13) 令和3年度機構改革等に伴う教育委員会要綱の改正について</p> <p>(14) 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて</p> <p>(15) 枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の廃止について</p> <p>(16) 教職員の人事異動について（小中学校）</p> <p>(17) 令和2年度優秀教職員表彰について</p> <p>(18) 学校運営協議会委員の委嘱について</p> <p>(19) 職員の人事異動について（幼稚園）</p> <p>(20) 教職員の人事異動について（幼稚園）</p>

○開催日時 令和3年（2021年）4月26日 午前10時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第1号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和3年(2021年)4月26日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第23号	議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第1号）（教育関係）について）の意思決定について
臨時代理第24号	職員の定年前早期退職について
臨時代理第25号	職員の採用について
臨時代理第26号	教職員の採用について（幼稚園）
臨時代理第27号	教職員の退職について（幼稚園）
臨時代理第28号	職員の人事異動について
臨時代理第29号	職員の普通退職について
臨時代理第30号	新しい学校推進室設置規則の制定について
臨時代理第31号	枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について
臨時代理第32号	枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について
臨時代理第33号	枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について
臨時代理第34号	枚方市教育委員会職員服務規程の一部改正について

臨時代理第35号
臨時代理第36号

令和3年度機構改革等に伴う教育委員会要綱の改正について
市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて

臨時代理第37号
臨時代理第38号
臨時代理第39号
臨時代理第1号
臨時代理第2号
臨時代理第3号

枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の廃止について
教職員の人事異動について（小中学校）
令和2年度優秀教職員表彰について
学校運営協議会委員の委嘱について
職員の人事異動について（幼稚園）
教職員の人事異動について（幼稚園）

臨時代理第23号

議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第1号）（教育関係）について）の
意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）3月22日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

令和3年度補正予算額（第1号）（教育関係）

令和3年度補正予算額（第1号）（教育関係）一覧（歳出）

（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国府支出金	地方債	その他	
(款)									
9.	教育費		10,761,136	245,213	11,006,349	1,500	-	-	243,713
(項)									
(1)	教育総務費		3,339,272	10,000	3,349,272	-	-	-	10,000
	1.	教育委員会費	8,687	-	8,687	-	-	-	-
	2.	事務局費	2,078,413	-	2,078,413	-	-	-	-
	3.	教育研究費	1,072,157	10,000	1,082,157	-	-	-	10,000
	4.	教育文化センター費	180,015	-	180,015	-	-	-	-
(項)									
(2)	小学校費		2,604,602	58,181	2,662,783	-	-	-	58,181
	1.	小学校管理費	2,061,280	57,906	2,119,186	-	-	-	57,906
	2.	小学校教育振興費	416,640	-	416,640	-	-	-	-
	3.	小学校保健衛生費	126,682	275	126,957	-	-	-	275
(項)									
(3)	中学校費		1,509,633	29,993	1,539,626	-	-	-	29,993
	1.	中学校管理費	1,192,272	29,888	1,222,160	-	-	-	29,888
	2.	中学校教育振興費	260,329	-	260,329	-	-	-	-
	3.	中学校保健衛生費	57,032	105	57,137	-	-	-	105
(項)									
(4)	幼稚園費		609,717	7,752	617,469	1,500	-	-	6,252
	1.	幼稚園費	609,717	7,752	617,469	1,500	-	-	6,252
(項)									
(5)	社会教育費		1,102,229	65,999	1,168,228	-	-	-	65,999
	1.	社会教育総務費	24,010	34,635	58,645	-	-	-	34,635
	3.	図書館費	1,078,219	31,364	1,109,583	-	-	-	31,364
(項)									
(6)	保健体育費		1,595,683	73,288	1,668,971	-	-	-	73,288
	4.	学校給食費	1,595,683	73,288	1,668,971	-	-	-	73,288
(款)									
3.	民生費		1,163,166	-	1,163,166	-	-	-	-
(項)									
(2)	児童福祉費		1,163,166	-	1,163,166	-	-	-	-
	1.	児童福祉総務費	85,174	-	85,174	-	-	-	-
	7.	青少年対策費	35,220	-	35,220	-	-	-	-
	8.	留守家庭児童対策費	1,042,772	-	1,042,772	-	-	-	-

款 項 目	節	概 要 説 明
(款) 16. 府支出金 1,500		
(項) (2) 府補助金 1,500		
8. 教育費府補助金 1,500	1. 教育費補助金 1,500	1. 教育支援体制整備事業費交付金 1,500

款 項 目	節	概 要 説 明
(款) 9. 教 育 費 245,213		
(項) (1) 教育総務費 10,000		
3. 教育研究費 10,000	18. 負担金補助 及び交付金 10,000	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 修学旅行等負担金 10,000
(項) (2) 小学校費 58,181		
1. 小学校管理費 57,906	12. 委 託 料 57,906	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 衛生管理臨時事業費 委 57,906
3. 小学校保健衛生費 275	10. 需 用 費 275	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 学校保健特別対策事業費 消 275
(項) (3) 中学校費 29,993		
1. 中学校管理費 29,888	12. 委 託 料 29,888	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 衛生管理臨時事業費 委 29,888
3. 中学校保健衛生費 105	10. 需 用 費 105	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 学校保健特別対策事業費 消 105
(項) (4) 幼稚園費 7,752		
1. 幼稚園費 7,752	10. 需 用 費 3,792 17. 備品購入費 3,960	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 感染拡大防止対策事業費 消 3,792 備 3,960
(項) (5) 社会教育費 65,999		
1. 社会教育総務費 34,635	18. 負担金補助 及び交付金 34,635	1. 成人祭（はたちのつどい）実施経費 補 34,635
3. 図書館費 31,364	12. 委 託 料 770 13. 使用料及び賃借 料 792 17. 備品購入費 29,802	1. 図書館オンラインシステム運営経費 (1) 電子図書館システム運営事業費 委 770 使 792 備 23,760 2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 感染症拡大防止対策事業費 備 6,042

款 項 目	節	概 要 説 明
(項) (6) 保健体育費 73,288		
4. 学校給食費 73,288	10. 需用費 703 12. 委託料 2,312 17. 備品購入費 61,980 18. 負担金補助 及び交付金 8,293	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 73,288 (1) 学校臨時休業対策事業補助金 8,293 (2) 感染症拡大防止対策事業費 64,995 消 703 委 2,312 備 61,980

臨時代理第 24 号

職員の定年前早期退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 3 年（2021 年） 3 月 24 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 涉

1. 臨時代理の内容

令和3年（2021年）3月31日付け定年前早期退職

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立楠葉中学校 監督	技術職員 ・ 永井 茂

臨時代理第 25 号

職員の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 3 年（2021 年） 3 月 26 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 涉

1. 臨時代理の内容

令和3年4月1日付け職員の人事異動

新規採用（任期付常勤職員）

所 属	職 ・ 氏 名
都市整備部 施設整備室	事務職員 ・ 吉田 佐江

臨時代理第 26 号

教職員の採用について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 3 年（2021 年） 3 月 26 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 涉

1. 臨時代理の内容

令和3年4月1日付け職員的人事異動

新規採用（任期付幼稚園講師）

所 属	職 氏 名
枚方市立香里幼稚園	講 師 ・ 森下 愛子
枚方市立香里幼稚園	講 師 ・ 谷本 亜木子
枚方市立高陵幼稚園	講 師 ・ 木原 あすか
枚方市立蹉跎幼稚園	講 師 ・ 米田 穂花
枚方市立田口山幼稚園	講 師 ・ 田山 飛鳥

臨時代理第 27 号

教職員の退職について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 3 年（2021 年） 3 月 26 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 涉

1. 臨時代理の内容

令和3年（2021年）3月31日付け職員の退職

退職（任期付幼稚園講師）

所 属	職 名
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 二宮 優子
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 山崎 晶子
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 浅田 かすみ

臨時代理第28号

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

令和3年4月1日付け人事異動

他部局へ出向

新（参考）	氏名	旧
危機管理監付 係長	西本 智子	総合教育部 教育政策課 係長
市民生活部 主任	吉田 武司	学校教育部 教育研修課 主任
総務部 班長	富岡 恒治	学校教育部 放課後子ども課 班長
観光にぎわい部 商工振興課長	赤土 孝史	学校教育部 放課後子ども課長
観光にぎわい部 係長	進藤 和也	総合教育部 おいしい給食課 係長
健康福祉部 地域健康福祉室（母子保健担当） 課長代理	北田 英樹	総合教育部 おいしい給食課 課長代理
健康福祉部 主任	木村 寛之	総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課 主任

健康福祉部 福祉事務所 主任	赤島 孝幸	総合教育部 おいしい給食課 課長代理 兼 枚方市立第一学校給食共同調理場長
子ども未来部 次長 (子ども発達支援担当)	藤丸 知子	学校教育部 次長 兼 総合教育部 副参事
子ども未来部 係長	森崎 智之	学校教育部 教育研修課 係長
都市整備部 施設整備室 課長 (管理担当)	鷺 信彦	総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課長
都市整備部 施設整備室 課長 (建築担当)	津熊 聖博	総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課長
都市整備部 施設整備室 課長代理	伊藤 兼之	総合教育部 まなび舎整備室 施設設備課 係長
都市整備部 施設整備室 課長代理	島田 真帆	総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 課長代理
都市整備部 施設整備室 課長代理	松隈 幸司	総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課 課長代理
都市整備部 施設整備室 課長代理	三友 章	総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課 課長代理

都市整備部 開発指導室 開発調整課 課長代理	山西 義人	総合教育部 まなび舎整備室 施設設備課 課長代理
都市整備部 係長	今仲 美和	総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 係長
都市整備部 係長	加藤 幸信	総合教育部 まなび舎整備室 施設設備課 係長
都市整備部 係長	坂井 裕介	総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 係長
都市整備部 係長	谷本 理一	総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課 係長
都市整備部 係長	中田 昌繁	総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 係長
都市整備部 係長	三村 康純	総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課 係長
都市整備部 係長	山名 梨恵	総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課 係長
都市整備部 監督	池田 敏幸	総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課 監督

都市整備部 監督	大門 幸夫	総合教育部 管理課 監督	まなび舎整備室 施設
都市整備部 監督	西村 由加里	総合教育部 管理課 監督	まなび舎整備室 施設
都市整備部 監督	南 由美	総合教育部 管理課 監督	まなび舎整備室 施設
都市整備部 主任	角野 隼人	総合教育部 設備課 主任	まなび舎整備室 施設
都市整備部 主任	小室 瞳	総合教育部 建築課 主任	まなび舎整備室 施設
都市整備部 主任	早崎 哲也	総合教育部 設備課	まなび舎整備室 施設
都市整備部 主任	望月 翔太	総合教育部 建築課 主任	まなび舎整備室 施設
都市整備部 主任	柳井谷 拓也	総合教育部 建築課 主任	まなび舎整備室 施設
都市整備部 主任	横田 裕樹	総合教育部 管理課 主任	まなび舎整備室 施設

都市整備部 班長	池口 純一	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課 班長
都市整備部 班長	小西 陽	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課 班長
都市整備部 班長	西尾 常弘	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課 班長
都市整備部 班長	深見 哲一	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課 班長
都市整備部 班長	松永 大輔	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課 班長
都市整備部 班長	矢島 章年	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課 班長
都市整備部 班長	山口 直史	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課 班長
都市整備部 副班長	郁島 龍	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課 副班長
都市整備部 副班長	奥本 哲平	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課 副班長

都市整備部 副班長	則松 和樹	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課 副班長
都市整備部	浅 翔平	総合教育部 まなび舎整備室 施設 設備課
都市整備部	池田 佳史	総合教育部 まなび舎整備室 施設 建築課
都市整備部	石井 達也	総合教育部 まなび舎整備室 施設 設備課
都市整備部	上田 修造	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課
都市整備部	金子 剛士	総合教育部 まなび舎整備室 施設 建築課
都市整備部	久保 佑樹	総合教育部 まなび舎整備室 施設 設備課
都市整備部	高橋 秀司	総合教育部 まなび舎整備室 施設 建築課
都市整備部	中林 良輔	総合教育部 まなび舎整備室 施設 設備課

都市整備部	前田 寛人	総合教育部 まなび舎整備室 施設 設備課
都市整備部	村上 清悟	総合教育部 まなび舎整備室 施設 設備課
土木部 副班長	本部 真生	総合教育部 まなび舎整備室 施設 管理課
会計管理者	前村 卓志	総合教育部長
上下水道部 上下水道総務室 課長 (総務担当)	笠井 二郎	総合教育部 教育政策課 課長代理
上下水道部 上下水道総務室 課長 (営業料金担当)	亀野 真紀	総合教育部 おいしい給食課長

異動

新	氏名	旧
総合教育部		
総合教育部長	新内 昌子	総合教育部 次長 併 子育て支援監 付 副参事 (見守り支援推進担当)

総合教育部 次長 併 子育て支援監 付 副参事(見守り支援推進担当)	大西 佳則	観光にぎわい部 次長
総合教育部 次長(新しい学校づく り担当) 兼 学校教育部 次長	高橋 孝之	総合教育部 次長 兼 枚方市立中央 図書館長
総合教育部 教育政策課 課長代理	高松 健大	総務部 コンプライアンス推進課 係長
総合教育部 教育政策課 課長代理	辻 愛子	枚方市立中央図書館 課長代理
総合教育部 新しい学校推進室 課 長	畑中 徹	総合教育部 学校安全課長
総合教育部 新しい学校推進室 課 長代理	嶋田 克則	総合教育部 学校安全課 課長代理
総合教育部 おいしい給食課長	小林 弘人	観光にぎわい部 商工振興課長
総合教育部 おいしい給食課 課長 代理 兼 枚方市立第一学校給食共 同調理場長	岩國 真規	学校教育部 教育支援推進室 課長 代理
総合教育部 おいしい給食課 課長 代理	江見 美紀	市立ひらかた病院 診療局 栄養管 理科 科長代理

総合教育部 中央図書館長（課長級）	中道 直岐	枚方市立中央図書館 副館長（課長級）
総合教育部 中央図書館 課長代理	黒臺 芳明	総合教育部 教育政策課 課長代理
総合教育部 係長	石田 竜也	市民生活部 国民健康保険室 係長
総合教育部 係長	片芝 伸友	枚方市立中央図書館 主任
総合教育部 係長	笹田 智恵	学校教育部 教職員課 係長
総合教育部 係長	田中 義之	学校教育部 放課後子ども課 係長
総合教育部 係長	山本 孝久	子ども未来部 公立保育幼稚園課 係長
総合教育部 主任	岡市 恵	総合教育部 学校安全課
総合教育部 主任	小山 陽輔	総合教育部 教育政策課
枚方市立長尾学校給食共同調理場 班長	片芝 明美	枚方市立菅原小学校 班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長	皿谷 裕一	枚方市立春日学校給食共同調理場 班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 班長	鈴木 里華	子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長

枚方市立春日学校給食共同調理場 副班長	平田 元気	枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長	福田 航大	枚方市立長尾学校給食共同調理場 副班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 副班長	福田 知香	枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長
枚方市立長尾学校給食共同調理場	伊藤 美由紀	(新規採用)
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場	酒井 奈美	(新規採用)
総合教育部	寺川 佑美	学校教育部 放課後子ども課
学校教育部		
学校教育部 教育支援室 課長(学校 支援担当)	石田 英生	学校教育部 教育支援推進室 課長 (学事保健担当)
学校教育部 教育支援室 課長(放課 後子ども担当)	北田 浩之	学校教育部 放課後子ども課 課長代 理
学校教育部 教育支援室 課長代理	交久瀬 有里	子ども未来部 公立保育幼稚園課 課 長代理
学校教育部 教育支援室 課長代理	竹嶋 正彦	健康福祉部 地域健康福祉室(長寿・

		介護保険担当) 課長代理
学校教育部 係長	漆原 大造	市民生活部 市民室 係長
学校教育部 監督	山本 幸治	上下水道事業部 下水道施設維持課 監督
学校教育部 主任	内田 雅博	枚方市立中央図書館 主任
学校教育部 主任	佐々木 克巳	子ども未来部 子ども青少年政策課 主任
学校教育部 主任	西口 武司	枚方市立中央図書館 主任
学校教育部 主任	山本 成彬	総務部 職員課
小学校技術職員		
枚方市立香里小学校 副班長	西田 佐和	枚方市立平野小学校 副班長
枚方市立香里小学校 副班長	森 貴史	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 副班長
枚方市立菅原小学校 副班長	佐々木 啓員	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 副班長
枚方市立高陵小学校 監督	藤原 克博	枚方市立殿山第一小学校 監督
枚方市立山之上小学校 班長	三阪 真也	枚方市立桜丘小学校 班長
枚方市立川越小学校 班長	小田 祐士	枚方市立山之上小学校 班長
枚方市立津田南小学校 班長	森岡 隆浩	枚方市立川越小学校 班長

枚方市立船橋小学校 班長	上畠 静代	枚方市立津田南小学校 班長
枚方市立船橋小学校 副班長	藤岡 洋志	枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長

再任用職員

新	氏名	旧
総合教育部 新しい学校推進室長	山下 功	(新規再任用)
総合教育部 新しい学校推進室 課 長代理	益田 正治	総合教育部 学校安全課 課長代理
総合教育部 主任	市辺 善則	(新規再任用)
総合教育部 主任	山口 俊裕	(新規再任用)
学校教育部 教育支援室長	杉浦 雅彦	(新規再任用)
枚方市立招提中学校 班長	稲垣 信邦	(新規再任用)

市長部局の職員の併任

新	氏名	旧
子育て支援監付 次長 併 学校教育 部 副参事（子ども若者包括支援担 当）	八木 安理子	子育て支援監付 次長 兼 子どもの 育ち見守りセンター長 併 学校教育 部 副参事（子ども若者包括支援担 当）

※ 次に該当する者は掲載を省略（ただし、（２）、（３）、（４）については補職に変更がない場合に限る）

- （１） まなび舎整備室が市長部局へ移管となったことに伴い、教育委員会事務局職員に併任となった施設整備室の学校施設関連業務を担う監督以上の職員
- （２） 係長以下（副主幹含む）の者で、所属部に変更のない者
- （３） 機構改革に伴い、下表①のとおり所属が変更となる課長代理

(4) 機構改革に伴い、下表②のとおり所属部が変更となる係長以下（副主幹含む）の職員

※ 課長代理以上は新の機構順・補職順、その他の職員は、機構順・職制ごとの 50 音順で掲載

【表①】

新	旧
学校教育部 教育支援室	学校教育部 教育支援推進室
	学校教育部 放課後子ども課
学校教育部 学校教育室	学校教育部 教職員課
	学校教育部 教育指導課
	学校教育部 教育研修課

【表②】

新	旧
総合教育部	枚方市立中央図書館

(参考)

令和3年度枚方市定期人事異動＜概要＞

1. 目的

公約施策の推進に向けた効率的でバランスの取れた執行体制の確立と人事の刷新を図る。

2. 基本方針

- (1) 部付けの配置とすることにより、危機事象時や繁忙時期における業務の平準化等、効果的な執行体制を構築するとともにワークライフバランスを推進する。
- (2) 国・府や関係団体との積極的な人事交流や官民連携の取り組み等により、他団体や民間ノウハウを取り入れるとともに若年層の人材育成に資し、より時代の変化に順応できる柔軟な組織体制をめざす。
- (3) 限られた経営資源を有効に活用し、効率的かつ効果的なコンパクトで機動力のある組織を構築するため、さらなる職制の簡素化と職制職員数の縮減に努める。

- (4) 組織の活性化とパフォーマンス向上に繋がる若年登用と女性活躍を推進する。
- (5) 画一的にジョブローテーションをするのではなく、職員個々の適正や専門性が活かされる適材適所の配置を進めることで、組織力の向上を図る。

異動者数の状況

区分	人数
教育委員会の異動者	105
うち他部局への出向者	58
うち他部局からの出向者（新規採用を含む）	15
うち教育委員会内	32
うち昇格者	7

※ 再任用を除く

臨時代理第 29 号

職員の普通退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 3 年（2021 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 涉

1. 臨時代理事項

令和3年(2021年)3月31日付け普通退職

所 属	職 ・ 氏 名
教育支援推進室 係長	事務職員・三好 常夫

臨時代理第30号

新しい学校推進室設置規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
別紙1のとおり

臨時代理第31号

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
別紙2のとおり

臨時代理第32号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
別紙3のとおり

臨時代理第33号

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
別紙4のとおり

臨時代理第34号

枚方市教育委員会職員服務規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 3 号

枚方市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会職員服務規程（平成30年枚方市教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に掲げる書面（教育長が別に定める職員にあっては、教育長が指定するものに限る。）を提出しなければ」を「次に掲げる事項について、所定の方法により届け出なければ」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 氏名、住所その他の当該職員に関する事項
- (2) 住居に関する事項
- (3) 通勤に関する事項

第6条第1項第4号中「扶養親族認定申請書」を「扶養親族に関する事項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の書面の記載内容」を「前項各号に掲げる事項に係る届出の内容」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第3号中「亡失・破損届（様式第3号）」を「所定の方法」に改め、同条第4号中「職員証記載事項変更届（様式第4号）」を「所定の方法」に改める。

第10条第2号中「庁用自動車の運転許可を受けた職員が、」を削る。

第11条第1項中「の各号」を削り、「の区分に応じ、当該各号に定める書面」を「ごとに、所定の方法」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 出張先が近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県及び福井県の区域をいう。以下同じ。）外であり、又は宿泊を要する出張（以下「特別出張」という。）
- (2) 出張先が市内以外の近畿圏内であり、かつ、宿泊を要しない出張
- (3) 出張先が市内であり、かつ、宿泊を要しない出張

第12条中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「前条第1項各号に掲げる出張ごとに、所定の」に改め、同条各号を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第3項中「申請書を提出しなければ」を「方法により申請しなければ」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項中「欠勤届（様式第11号）を提出しなければ」を「所定の方法により届け出なければ」に改め、同条第2項中「欠勤届を提出する」を「前項の規定による届出をする」に、「欠勤届を提出しなければ」を「同項の規定による届出をしなければ」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「欠勤状況報告書（様式第12号）を提出しなければ」を「教育長に報告しなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条を第16条とする。

第18条を第17条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第3号から様式第12号までを削る。

附 則 [令和3年3月31日公布]

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(身上に関する届)</p> <p>第6条 新たに職員となった者は、速やかに、<u>次に掲げる事項について、所定の方法により届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名、住所その他の当該職員に関する事項</u></p> <p>(2) <u>住居に関する事項</u></p> <p>(3) <u>通勤に関する事項</u></p> <p>(4) <u>扶養親族を有する者にあつては、扶養親族に関する事項</u></p> <p>2 職員は、<u>前項各号に掲げる事項に係る届出の内容に変更が生じたときは、当該事実の発生日の翌日から起算して15日以内に、所定の方法により届け出なければならない。</u></p> <p>(職員証等)</p> <p>第7条 職員は、職員証(様式第1号)、職員記章(様式第2号)又は名札の交付を受けたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員証若しくは職員記章を亡失し、又はこれらが破損等により使用不可能になった場合は、直ちに<u>所定の方法</u>により教育長に届け出ること。</p> <p>(4) 職員証の記載事項に変更が生じたときは、<u>所定の方法</u>により直ちに教育長に届け出ること。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(身上に関する届)</p> <p>第6条 新たに職員となった者は、速やかに、<u>次に掲げる書面(教育長が別に定める職員にあつては、教育長が指定するものに限る。)</u>を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>職員カード</u></p> <p>(2) <u>住居届</u></p> <p>(3) <u>通勤届</u></p> <p>(4) <u>扶養親族を有する者にあつては、扶養親族認定申請書</u></p> <p>2 <u>前項の書面の様式は、別に定める。</u></p> <p>3 職員は、<u>第1項の書面の記載内容に変更が生じたときは、当該事実の発生日の翌日から起算して15日以内に、所定の方法により届け出なければならない。</u></p> <p>(職員証等)</p> <p>第7条 職員は、職員証(様式第1号)、職員記章(様式第2号)又は名札の交付を受けたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員証若しくは職員記章を亡失し、又はこれらが破損等により使用不可能になった場合は、直ちに<u>亡失・破損届(様式第3号)</u>により教育長に届け出ること。</p> <p>(4) 職員証の記載事項に変更が生じたときは、<u>職員証記載事項変更届(様式第4号)</u>により直ちに教育長に届け出ること。</p> <p>(5) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（事故等の報告）</p> <p>第10条 職員は、次に掲げるときは、直ちにその内容、原因等を所属長に報告しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により運転免許を取り消され、又はその効力の停止を受けたとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>（出張）</p> <p>第11条 出張命令の伺いは、次に掲げる出張<u>ごとに、所定の方法により行</u>わなければならない。</p> <p>(1) <u>出張先が近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県及び福井県の区域をいう。以下同じ。）外であり、又は宿泊を要する出張（以下「特別出張」という。）</u></p> <p>(2) <u>出張先が市内以外の近畿圏内であり、かつ、宿泊を要しない出張</u></p> <p>(3) <u>出張先が市内であり、かつ、宿泊を要しない出張</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第12条 出張をした職員は、出張から戻り次第、速やかに、教育長が特に</p>	<p>（事故等の報告）</p> <p>第10条 職員は、次に掲げるときは、直ちにその内容、原因等を所属長に報告しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>庁用自動車の運転許可を受けた職員が、</u>道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により運転免許を取り消され、又はその効力の停止を受けたとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>（出張）</p> <p>第11条 出張命令の伺いは、<u>次の各号に掲げる出張の区分に応じ、当該各号に定める書面により行</u>わなければならない。</p> <p>(1) <u>特別出張（出張先が近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県及び福井県の区域をいう。以下同じ。）外であり、又は宿泊を要するものをいう。以下同じ。） 特別出張事務処理予定表（様式第5号）を添付した特別出張命令書（伺い）（様式第6号）</u></p> <p>(2) <u>普通出張（出張先が市内以外の近畿圏内であり、かつ、宿泊を要しないものをいう。以下同じ。） 普通出張命令書（伺い）（様式第7号）</u></p> <p>(3) <u>市内出張（出張先が市内であり、かつ、宿泊を要しないものをいう。以下同じ。） 市内出張命令書（伺い）（様式第8号）</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第12条 出張をした職員は、出張から戻り次第、速やかに、教育長が特に</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>指示する場合を除き、<u>前条第1項各号に掲げる出張ごとに、所定の方法</u>により教育長（所属長が校長である職員にあっては、校長）及び関係者に出張の実績を報告しなければならない。</p> <p>第13条・第14条 [略]</p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年枚方市条例第190号）第2条第3号の規定により職務に専念する義務の免除の承認を受けようとする職員は、<u>所定の方法により申請しなければならない。</u></p> <p>（欠勤）</p> <p>第16条 職員は、欠勤しようとするとき及び欠勤の期間を延長しようとするときは、<u>所定の方法により届け出なければならない。</u></p> <p>2 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により事前に<u>前項の規定による届出をすることができないときは、直ちに所属長に連絡し、できる限り速やかに同項の規定による届出をしなければならない。</u></p>	<p>指示する場合を除き、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により教育長（所属長が校長である職員にあっては、校長）及び関係者に出張の実績を報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>特別出張 特別出張報告書（様式第9号）の提出</u></p> <p>(2) <u>普通出張 普通出張報告書（様式第10号）の提出</u></p> <p>(3) <u>市内出張 書面の提出又は口頭</u></p> <p>第13条 <u>普通出張の命令の伺い及び報告並びに市内出張の命令の伺いは、前2条に定める様式によらずに、教育長（所属長が校長である職員にあっては、校長）が別に定めるところにより行うことができる。</u></p> <p>第14条・第15条 [略]</p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年枚方市条例第190号）第2条第3号の規定により職務に専念する義務の免除の承認を受けようとする職員は、<u>所定の申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>（欠勤）</p> <p>第17条 職員は、欠勤しようとするとき及び欠勤の期間を延長しようとするときは、<u>欠勤届（様式第11号）を提出しなければならない。</u></p> <p>2 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により事前に<u>欠勤届を提出することができないときは、直ちに所属長に連絡し、できる限り速やかに欠勤届を提出しなければならない。</u></p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>3</u> 所属長は、所属職員が欠勤したときは、速やかに、<u>教育長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>第17条～第21条</u> [略]</p>	<p><u>3</u> 所属長が校長である職員以外の職員がする欠勤の届出は、<u>第1項に定める様式によらずに、教育長が別に定めるところにより行うことができる。</u></p> <p><u>4</u> 所属長は、所属職員が欠勤したときは、速やかに、<u>欠勤状況報告書（様式第12号）を提出しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>第18条～第22条</u> [略]</p>

臨時代理第35号

令和3年度機構改革等に伴う教育委員会要綱の改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市立学校園の学校園医の委嘱等に関する要綱

制定 平成25年3月14日 枚方市教育委員会要綱第2号
最終改正 令和3年3月31日 枚方市教育委員会要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により枚方市立の学校園（以下「学校園」という。）に置く学校医（以下「学校園医」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学校園医は、学校保健安全法第23条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第22条に規定する職務を行う。

2 前項に定めるもののほか、学校園医の中から一般社団法人枚方市医師会（以下「医師会」という。）の推薦に基づき、教育委員会が学校保健会活動に係る職務を行うことを委嘱する者は、当該職務を行う。

(委嘱)

第3条 学校園医は、医師の免許を有する者のうちから、医師会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

(配置)

第4条 学校園医の配置は、原則として、園児、児童又は生徒の数が600人未満の学校園においては1人、600人以上の学校園においては2人以上とする。

(委嘱期間)

第5条 第2条第1項に定める職務に係る委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

2 第2条第2項に定める職務に係る委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

3 委嘱期間途中で退職した者の後任の学校園医の第2条各項に定める職務に係る委嘱期間は、前2項の規定にかかわらず、前任者の委嘱期間の残期間とする。

(解嘱)

第6条 教育委員会は、学校園医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することがある。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 公務員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第7条 学校園医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（服務）

第8条 学校園医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為をしないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (4) 誠実かつ公正の勤務すること。
- (5) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。

（報酬）

第9条 学校園医の報酬の額は、市長と教育長が協議して別に定める。

（所属）

第10条 学校園医は、担当する学校園に属する。また、複数の学校園を担当する学校園医は、担当するそれぞれの学校園に属する。

2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園医は、学校教育部教育支援室に属する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に委嘱を受けた学校園医の委嘱期間については、第6条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 [平成30年3月30日枚方市教育委員会要綱第3号]

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第3条の規定によりなされた委嘱その他の行為は、この要綱の規定によりなされた委嘱その他の行為とみなす。

附 則 [令和2年3月31日枚方市教育委員会要綱第2号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年3月31日枚方市教育委員会要綱第2号]

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

枚方市立学校園の学校園歯科医の委嘱等に関する要綱

制定	平成25年3月14日	枚方市教育委員会要綱第3号
最終改正	令和3年3月31日	枚方市教育委員会要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により枚方市立の学校園（以下「学校園」という。）に置く学校園歯科医（以下「学校園歯科医」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学校園歯科医は、学校保健安全法第23条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第23条に規定する職務を行う。

2 前項に定めるもののほか、学校園歯科医の中から一般社団法人枚方市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）の推薦に基づき、教育委員会が学校保健会活動に係る職務を行うことを委嘱する者は、当該職務を行う。

(委嘱)

第3条 学校園歯科医は、歯科医師の免許を有する者のうちから、歯科医師会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

(配置)

第4条 学校園歯科医の配置は、原則として、園児、児童又は生徒の数が400人未満の学校園においては1人、400人以上の学校園においては2人以上とする。

2 学校園歯科医は、他の学校園の学校園歯科医を兼務することができる。

(委嘱期間)

第5条 第2条各項に定める職務に係る委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

2 委嘱期間途中で退職した者の後任の学校園歯科医の第2条各項に定める職務に係る委嘱期間は、前項の規定にかかわらず、前任者の委嘱期間の残期間とする。

(解嘱)

第6条 教育委員会は、学校園歯科医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 公務員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第7条 学校園歯科医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定す

る非常勤の嘱託医とする。

(服務)

第8条 学校園歯科医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為をしないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (4) 誠実かつ公正の勤務すること。
- (5) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。

(報酬)

第9条 学校園歯科医の報酬の額は、市長と教育長が協議して別に定める。

(所属)

第10条 学校園歯科医は、担当する学校園に属する。また、複数の学校園を担当する学校園歯科医は、担当するそれぞれの学校園に属する。

2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園歯科医は、学校教育部教育支援室に属する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 [平成30年3月30日枚方市教育委員会要綱第4号]

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第3条の規定によりなされた委嘱その他の行為は、この要綱の規定によりなされた委嘱その他の行為とみなす。

附 則 [令和2年3月31日枚方市教育委員会要綱第3号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年3月31日枚方市教育委員会要綱第3号]

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

枚方市立学校園の学校園薬剤師の委嘱等に関する要綱

制定	平成25年3月14日	枚方市教育委員会要綱第4号
最終改正	令和3年3月31日	枚方市教育委員会要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により枚方市立の学校園（以下「学校園」という。）に置く学校園薬剤師（以下「学校園薬剤師」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学校園薬剤師は、学校保健安全法第23条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第24条に規定する職務を行う。

2 前項に定めるもののほか、学校園薬剤師の中から一般社団法人枚方市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）の推薦に基づき、教育委員会が学校保健会活動に係る職務を行うことを委嘱する者は、当該職務を行う。

(委嘱)

第3条 学校園薬剤師は、薬剤師の免許を有する者のうちから、薬剤師会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

(配置)

第4条 学校園薬剤師の配置は、原則として、各学校園に1人とする。

2 学校園薬剤師は、他の学校園の学校園薬剤師を兼務することができる。

(委嘱期間)

第5条 第2条第1項に定める職務に係る委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

2 第2条第2項に定める職務に係る委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

3 委嘱期間途中で退職した者の後任の学校園薬剤師の第2条各項に定める職務に係る委嘱期間は、前2項の規定にかかわらず、前任者の委嘱期間の残期間とする。

(解嘱)

第6条 教育委員会は、学校園薬剤師が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 公務員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第7条 学校園薬剤師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（服務）

第8条 学校園薬剤師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為をしないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (4) 誠実かつ公正の勤務すること。
- (5) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。

（報酬）

第9条 学校園薬剤師の報酬の額は、市長と教育長が協議して別に定める。

（所属）

第10条 学校園薬剤師は、担当する学校園に属する。また、複数の学校園を担当する学校園薬剤師は、担当するそれぞれの学校園に属する。

2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園薬剤師は、学校教育部教育支援室に属する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に委嘱を受けた学校園薬剤師の委嘱期間については、第6条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 [平成30年3月30日枚方市教育委員会要綱第5号]

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第3条の規定によりなされた委嘱その他の行為は、この要綱の規定によりなされた委嘱その他の行為とみなす。

附 則 [令和2年3月31日枚方市教育委員会要綱第4号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年3月31日枚方市教育委員会要綱第4号]

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

枚方市交通専従員配置事業実施要綱

制定	平成26年3月31日	枚方市教育委員会要綱第4号
最終改正	令和3年3月31日	枚方市教育委員会要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、登校時及び下校時において、枚方市立小学校に通学する児童（以下「児童」という。）に対し交通専従員（以下「専従員」という。）による交通整理及び交通誘導を行うことにより、児童の通学路における安全の確保を図ることを目的とする。

(依頼)

第2条 専従員は、枚方市内に住所を有する者で、かつ、熱意をもって児童の交通整理及び交通誘導を行うことができると認めるもののうちから、教育委員会が依頼するものとする。

(依頼期間)

第3条 専従員の依頼期間は、1年以内とする。ただし、再度の依頼を妨げない。

(身分)

第4条 専従員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の身分を有しない。

(配置場所等)

第5条 専従員の配置場所は、児童の通学路の交通状況等を考慮し、教育委員会が定める。

2 専従員の配置時間は、登校時にあっては30分、下校時にあっては1時間30分を基準とし、専従員の配置場所ごとに教育委員会が定める。ただし、その配置時間帯は、当該小学校の校長が定めるものとする。

(依頼の取消し)

第6条 教育委員会は、専従員が辞退を申し出た場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該依頼を取り消すことがある。

- (1) 専従員が枚方市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が依頼を取り消すことが適当であると認めるとき。

(報償金)

第7条 教育委員会は、専従員に対して報償金を支給する。

2 前項の報償金の額は、枚方市の短期任用の会計年度任用職員の基本報酬の額を基準として、教育委員会が市長と協議して定めるものとする。

(保険への加入)

第8条 教育委員会は、市長と協議の上、市の負担において専従員を交通傷害保険に加入させるものとする。

(庶務)

第9条 専従員に関する庶務は、総合教育部新しい学校推進室が担当する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 枚方市交通専従員配置事業実施要綱（平成 20 年枚方市教育委員会要綱第 4 号）は、廃止する。

附 則 [令和 2 年 3 月 31 日枚方市教育委員会要綱第 5 号]

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 3 年 3 月 31 日枚方市教育委員会要綱第 5 号]

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

枚方市立幼稚園小中学校検診医設置要綱

制定 平成28年1月22日 枚方市教育委員会要綱第1号
 最終改正 令和3年3月31日 枚方市教育委員会要綱第6号

(設置)

第1条 枚方市立の小学校、中学校及び幼稚園における検診（以下「検診」という。）につき、専門的な知識を有する医師の知見を活用するため、次条に掲げる職（以下「検診医」という。）を置く。

(職、職務内容及び定数)

第2条 設置する職並びにその職務内容及び定数は、次の表に定めるとおりとする。

職	職務内容	定数
枚方市立幼稚園小中学校腎臓検診医	(1) 腎臓検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) 腎臓検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。 (3) 腎臓検診に係る方針について意見を述べること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。	5人以内
枚方市立幼稚園小中学校結核検診医	(1) 結核検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) 結核検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。 (3) 結核検診に係る方針について意見を述べること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。	4人以内
枚方市立小中学校心臓検診医	(1) 心臓検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) 心臓検診により精密検査の対象であるとされた児童及び生徒に対し、精密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。 (3) 必要に応じて心臓検診を行うこと。 (4) 心臓検診に係る方針について意見を述べること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。	13人以内

(委嘱)

第3条 検診医は、医師免許を有する者のうち、一般社団法人枚方市医師会の推薦を受けた者又は当該検診分野を専門とする者のいずれかの者から教育委員会が委嘱する。ただし、異なる職を兼ねることは妨げない。

(委嘱期間)

第4条 検診医の委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、検診医が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することがあ

る。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 公務員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第6条 検診医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(服務)

第7条 検診医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為をしないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。

(報酬)

第8条 検診医の報酬の額は、市長と教育長が協議して別に定める。

(所属)

第9条 検診医は、学校教育部教育支援室に属する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 枚方市立小中学校結核対策委員会設置要綱（平成21年枚方市教育委員会要綱第5号）は、廃止する。ただし、同要綱第7条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 枚方市立幼稚園小中学校腎臓検診医設置要綱（平成24年枚方市教育委員会要綱第14号）は、廃止する。ただし、同要綱第7条第2号の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 [令和2年3月31日枚方市教育委員会要綱第8号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年3月31日枚方市教育委員会要綱第6号]

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

枚方市小中学校教育支援アドバイザー設置要綱

制定	平成28年10月26日	枚方市教育委員会要綱第7号
最終改正	令和3年3月31日	枚方市教育委員会要綱第7号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第16条及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第18条の2の規定に基づき、障害のある児童及び生徒の就学について、本人及び保護者の意向を尊重しつつ、専門的な立場からの知見を活用するため、枚方市小中学校教育支援アドバイザー（以下「教育支援アドバイザー」という。）を置く。

(所属及び職務)

第2条 教育支援アドバイザーは、学校教育部教育支援室に所属する。

2 教育支援アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校教育法施行令第18条の2の規定に基づき、障害のある児童及び生徒（障害のある次年度就学児童を含む。）の就学に関して、助言を行うこと。
- (2) 障害のある児童及び生徒のうち、枚方市立小中学校に在籍し、又は在籍する予定のある児童及び生徒の就学相談及び個別的教育支援計画等の作成に関して、助言を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項を処理すること。

(委嘱及び定数)

第3条 教育支援アドバイザーは、教育職経験者、臨床心理士、一般社団法人枚方市医師会から推薦を受けた医師又は子どもの心身の発達に関する専門的知識を有する者のいずれかの者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 教育支援アドバイザーの定数は、3人とする。

(委嘱期間)

第4条 教育支援アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、教育支援アドバイザーが次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することがある。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 公務員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第6条 教育支援アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(服務)

第7条 教育支援アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為をしないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。

(報酬)

第8条 教育支援アドバイザーの報酬の額は、市長と教育長が協議して、市長が別に定める。

(退職の申出)

第9条 教育支援アドバイザーは、自己の都合によりその職を退こうとするときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に申し出なければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 [令和2年3月31日枚方市教育委員会要綱第9号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年3月31日枚方市教育委員会要綱第7号]

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市立学校園の学校園医の委嘱等に関する要綱関係]</p> <p>（解嘱）</p> <p>第6条 教育委員会は、学校園医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することがある。</p> <p>(1) <u>勤務実績が良くないとき。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p>(4) <u>公務員としてふさわしくない非行があったとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>（服務）</p> <p>第8条 学校園医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>削除</p> <p>(1) <u>職務を民主的かつ能率的に処理すること。</u></p> <p>(2) <u>市の不名誉となる行為をしないこと。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>誠実かつ公正の勤務すること。</u></p> <p>(5) <u>職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。</u></p> <p>（所属）</p>	<p>[枚方市立学校園の学校園医の委嘱等に関する要綱関係]</p> <p>（解嘱）</p> <p>第6条 教育委員会は、学校園医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>（服務）</p> <p>第8条 学校園医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>（所属）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第10条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園医は、学校教育部<u>教育支援室</u>に属する。</p> <p>[枚方市立学校園の学校園歯科医の委嘱等に関する要綱関係]</p> <p>(解嘱)</p> <p>第6条 教育委員会は、学校園歯科医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することが<u>ある</u>。</p> <p>(1) <u>勤務実績が良くないとき。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p>(4) <u>公務員としてふさわしくない非行があったとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(服務)</p> <p>第8条 学校園歯科医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>削除</p> <p>(1) <u>職務を民主的かつ能率的に処理すること。</u></p> <p>(2) <u>市の不名誉となる行為をしないこと。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>誠実かつ公正の勤務すること。</u></p> <p>(5) <u>職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。</u></p>	<p>第10条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園医は、学校教育部<u>教育支援推進室</u>に属する。</p> <p>[枚方市立学校園の学校園歯科医の委嘱等に関する要綱関係]</p> <p>(解嘱)</p> <p>第6条 教育委員会は、学校園歯科医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することが<u>できる</u>。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(服務)</p> <p>第8条 学校園歯科医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること。</u></p> <p>(2) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（所属）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園 歯科医は、学校教育部<u>教育支援室</u>に属する。</p> <p>〔枚方市立学校園の学校園薬剤師の委嘱等に関する要綱関係〕</p> <p>（解嘱）</p> <p>第6条 教育委員会は、学校園薬剤師が次のいずれかに該当すると認める ときは、解嘱することが<u>ある</u>。</p> <p>(1) <u>勤務実績が良くないとき。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p>(4) <u>公務員としてふさわしくない非行があったとき。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>（服務）</p> <p>第8条 学校園薬剤師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>削除</p> <p>(1) <u>職務を民主的かつ能率的に処理すること。</u></p> <p>(2) <u>市の不名誉となる行為をしないこと。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p>	<p>（所属）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園 歯科医は、学校教育部<u>教育支援推進室</u>に属する。</p> <p>〔枚方市立学校園の学校園薬剤師の委嘱等に関する要綱関係〕</p> <p>（解嘱）</p> <p>第6条 教育委員会は、学校園薬剤師が次のいずれかに該当すると認める ときは、解嘱することが<u>できる</u>。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>（服務）</p> <p>第8条 学校園薬剤師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>(4) 誠実かつ公正の勤務すること。</u></p> <p><u>(5) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。</u></p> <p>（所属）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園薬剤師は、学校教育部<u>教育支援室</u>に属する。</p> <p>[枚方市交通専従員配置事業実施要綱関係]</p> <p>（依頼）</p> <p>第2条 専従員は、<u>枚方市内に住所を有する者</u>で、かつ、熱意をもって児童の交通整理及び交通誘導を行うことができると認める<u>もの</u>のうちから、教育委員会が依頼するものとする。</p> <p>（配置場所等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 専従員の配置時間は、登校時にあつては30分、下校時にあつては1時間30分を基準とし、専従員の配置場所ごとに教育委員会が定める。ただし、その配置時間帯は、<u>当該小学校の校長</u>が定めるものとする。</p>	<p>（所属）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園薬剤師は、学校教育部<u>教育支援推進室</u>に属する。</p> <p>[枚方市交通専従員配置事業実施要綱関係]</p> <p>（依頼）</p> <p>第2条 専従員は、<u>児童の保護者</u>で、かつ、熱意をもって児童の交通整理及び交通誘導を行うことができると認める<u>者</u>のうちから、教育委員会が依頼するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、児童の保護者のうちから専従員を依頼することができないときは、各校区内に住所を有する者で適当と認める者のうちから専従員を依頼することがある。</u></p> <p>（配置場所等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 専従員の配置時間は、登校時にあつては30分、下校時にあつては1時間30分を基準とし、専従員の配置場所ごとに教育委員会が定める。ただし、その配置時間帯は、<u>各枚方市立小学校の校長</u>が定めるものとする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）												
<p>(依頼の取消し)</p> <p>第6条 教育委員会は、専従員が辞退を申し出た場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該依頼を取り消すことがある。</p> <p>(1) 専従員が<u>枚方市内</u>に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が依頼を取り消すことが適当であると認めるとき。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 専従員に関する庶務は、総合教育部<u>新しい学校推進室</u>が担当する。</p> <p>[枚方市立幼稚園小中学校検診医設置要綱関係]</p> <p>(職、職務内容及び定数)</p> <p>第2条 設置する職並びにその職務内容及び定数は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="224 1141 1108 1385"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務内容</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立幼稚園小中学校腎臓検診医</td> <td>(1) <u>腎臓</u>検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) <u>腎臓</u>検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務内容	定数	枚方市立幼稚園小中学校腎臓検診医	(1) <u>腎臓</u> 検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) <u>腎臓</u> 検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精	[略]	<p>(依頼の取消し)</p> <p>第6条 教育委員会は、専従員が辞退を申し出た場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該依頼を取り消すことがある。</p> <p>(1) <u>第2条第1項の規定により依頼された専従員の子が、その小学校に通学しなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>第2条第2項の規定により依頼された専従員が、その校区内に住所を有しなくなったとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、教育委員会が依頼を取り消すことが適当であると認めるとき。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 専従員に関する庶務は、総合教育部<u>学校安全課</u>が担当する。</p> <p>[枚方市立幼稚園小中学校検診医設置要綱関係]</p> <p>(職、職務内容及び定数)</p> <p>第2条 設置する職並びにその職務内容及び定数は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1180 1141 2065 1385"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務内容</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立幼稚園小中学校腎臓検診医</td> <td>(1) 検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) 検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精密検</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務内容	定数	枚方市立幼稚園小中学校腎臓検診医	(1) 検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) 検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精密検	[略]
職	職務内容	定数											
枚方市立幼稚園小中学校腎臓検診医	(1) <u>腎臓</u> 検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) <u>腎臓</u> 検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精	[略]											
職	職務内容	定数											
枚方市立幼稚園小中学校腎臓検診医	(1) 検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) 検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精密検	[略]											

新（改正後）			旧（現 行）		
	<p>密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。</p> <p>(3) <u>腎臓</u>検診に係る方針について意見を述べること。</p> <p>(4) [略]</p>			<p>査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。</p> <p>(3) 検診に係る方針について意見を述べること。</p> <p>(4) [略]</p>	
枚方市立幼稚園小中学校結核検診医	<p>(1) <u>結核</u>検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。</p> <p>(2) <u>結核</u>検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。</p> <p>(3) <u>結核</u>検診に係る方針について意見を述べること。</p> <p>(4) [略]</p>	[略]	枚方市立幼稚園小中学校結核検診医	<p>(1) 検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。</p> <p>(2) 検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。</p> <p>(3) 検診に係る方針について意見を述べること。</p> <p>(4) [略]</p>	[略]
枚方市立小中学校心臓検診医	<p>(1) <u>心臓</u>検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。</p> <p>(2) <u>心臓</u>検診により精密検査の対象であるとされた児童<u>及び</u>生徒に対し、精密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。</p> <p>(3) 必要に応じて<u>心臓</u>検診を行うこと。</p>	[略]	枚方市立小中学校心臓検診医	<p>(1) 検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。</p> <p>(2) 検診により精密検査の対象であるとされた児童、<u>生徒及び幼児</u>に対し、精密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。</p> <p>(3) 必要に応じて検診を行うこと。</p>	[略]

新（改正後）	旧（現 行）												
<table border="1" data-bbox="224 272 1108 421"> <tr> <td data-bbox="224 272 380 421"></td> <td data-bbox="380 272 958 421">(4) <u>心臓検診に係る方針について意見を述べる</u>こと。</td> <td data-bbox="958 272 1108 421"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 376 380 421"></td> <td data-bbox="380 376 958 421">(5) [略]</td> <td data-bbox="958 376 1108 421"></td> </tr> </table> <p data-bbox="221 477 304 509">(委嘱)</p> <p data-bbox="174 525 1111 654">第3条 検診医は、医師免許を有する者のうち、<u>一般社団法人枚方市医師会</u>の推薦を受けた者又は当該検診分野を専門とする者のいずれかの者から教育委員会が委嘱する。ただし、異なる職を兼ねることは妨げない。</p> <p data-bbox="221 718 304 750">(解嘱)</p> <p data-bbox="174 766 1102 845">第5条 教育委員会は、検診医が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することがある。</p> <p data-bbox="201 861 598 893">(1) <u>勤務実績が良くないとき。</u></p> <p data-bbox="201 909 331 941">(2) [略]</p> <p data-bbox="201 957 875 989">(3) <u>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p data-bbox="201 1005 875 1037">(4) <u>公務員としてふさわしくない非行があったとき。</u></p> <p data-bbox="201 1053 331 1085">(5) [略]</p> <p data-bbox="221 1149 304 1181">(服務)</p> <p data-bbox="174 1197 972 1228">第7条 検診医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="257 1244 322 1276">削除</p> <p data-bbox="201 1292 387 1324">(1)~(5) [略]</p>		(4) <u>心臓検診に係る方針について意見を述べる</u> こと。			(5) [略]		<table border="1" data-bbox="1182 272 2067 421"> <tr> <td data-bbox="1182 272 1339 421"></td> <td data-bbox="1339 272 1917 421">(4) 検診に係る方針について意見を述べること。</td> <td data-bbox="1917 272 2067 421"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 376 1339 421"></td> <td data-bbox="1339 376 1917 421">(5) [略]</td> <td data-bbox="1917 376 2067 421"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1180 477 1263 509">(委嘱)</p> <p data-bbox="1133 525 2069 654">第3条 検診医は、医師免許を有する者のうち、枚方市医師会の推薦を受けた者又は当該検診分野を専門とする者のいずれかの者から教育委員会が委嘱する。ただし、異なる職を兼ねることは妨げない。</p> <p data-bbox="1180 718 1263 750">(解嘱)</p> <p data-bbox="1133 766 2065 845">第5条 教育委員会は、検診医が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することがある。</p> <p data-bbox="1160 909 1290 941">(1) [略]</p> <p data-bbox="1160 1053 1290 1085">(2) [略]</p> <p data-bbox="1180 1149 1263 1181">(服務)</p> <p data-bbox="1133 1197 1933 1228">第7条 検診医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="1160 1244 1973 1276">(1) <u>勤務する課等の長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。</u></p> <p data-bbox="1160 1292 1346 1324">(2)~(6) [略]</p>		(4) 検診に係る方針について意見を述べること。			(5) [略]	
	(4) <u>心臓検診に係る方針について意見を述べる</u> こと。												
	(5) [略]												
	(4) 検診に係る方針について意見を述べること。												
	(5) [略]												

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(所属) 第9条 検診医は、<u>学校教育部教育支援室</u>に属する。</p> <p>[枚方市小中学校教育支援アドバイザー設置要綱関係]</p> <p>(所属及び職務) 第2条 教育支援アドバイザーは、<u>学校教育部教育支援室</u>に所属する。 2 [略]</p> <p>(委嘱及び定数) 第3条 教育支援アドバイザーは、教育職経験者、臨床心理士、<u>一般社団法人枚方市医師会</u>から推薦を受けた医師又は子どもの心身の発達に関する<u>専門的知識</u>を有する者のいずれかの者のうちから教育委員会が委嘱する。 2 [略]</p> <p>(解嘱) 第5条 教育委員会は、教育支援アドバイザーが次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することがある。 (1) [略] (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに<u>耐えない</u>とき。 (3)~(5) [略]</p>	<p>(所属) 第9条 検診医は、<u>学校教育部教育支援推進室</u>に属する。</p> <p>[枚方市小中学校教育支援アドバイザー設置要綱関係]</p> <p>(所属及び職務) 第2条 教育支援アドバイザーは、<u>学校教育部教育支援推進室</u>に所属する。 2 [略]</p> <p>(委嘱及び定数) 第3条 教育支援アドバイザーは、教育職経験者、臨床心理士、枚方市医師会から推薦を受けた医師又は子どもの心身の発達に関する<u>知見</u>を有する者のいずれかの者のうちから教育委員会が委嘱する。 2 [略]</p> <p>(解嘱) 第5条 教育委員会は、教育支援アドバイザーが次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することがある。 (1) [略] (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに<u>耐え難い</u>とき。 (3)~(5) [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（服務）</p> <p>第7条 教育支援アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>削除</p> <p><u>(1)</u>～<u>(5)</u> [略]</p>	<p>（服務）</p> <p>第7条 教育支援アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 所属長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。</p> <p><u>(2)</u>～<u>(6)</u> [略]</p>

臨時代理第36号

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年(2021年)3月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
別紙5のとおり

臨時代理第37号

枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の廃止について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱を廃止する要綱

令和 3 年 3 月 3 1 日 制 定
枚方市教育委員会要綱第 1 号

枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱（令和 2 年枚方市教育委員会要綱第 7 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による廃止前の枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第 5 条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

臨時代理第38号

教職員の人事異動について（小中学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年(2021年)3月31日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

令和3年（2022年）4月1日付け教職員の人事異動

新規採用（任期付職員）

所 属	職・氏 名
枚方市立枚方小学校	講師 万谷 朋輝
枚方市立枚方小学校	講師 菊田 優太郎
枚方市立枚方第二小学校	講師 村上 真菜
枚方市立枚方第二小学校	講師 笹野 英明
枚方市立蹉跎小学校	講師 久保 壮斗
枚方市立蹉跎小学校	講師 小原 明美
枚方市立蹉跎小学校	講師 笥 仁一郎
枚方市立香里小学校	講師 長松 佑樹
枚方市立香里小学校	講師 村田 その
枚方市立開成小学校	講師 西田 昇吾
枚方市立開成小学校	講師 竹内 明子

枚方市立五常小学校	講師	北村 舞
枚方市立春日小学校	講師	山下 剛
枚方市立春日小学校	講師	田島 冬夢
枚方市立春日小学校	講師	奥田 拓努
枚方市立春日小学校	講師	坂井 真智子
枚方市立春日小学校	講師	藤尾 純一
枚方市立桜丘小学校	講師	野村 昇希
枚方市立桜丘小学校	講師	重成 和喜
枚方市立山田小学校	講師	松本 一輝
枚方市立明倫小学校	講師	坂元 直広
枚方市立明倫小学校	講師	大地 拓矢
枚方市立殿山第二小学校	講師	清水 龍也
枚方市立樟葉小学校	講師	柴田 宗彦
枚方市立樟葉小学校	講師	中川 寛樹
枚方市立津田小学校	講師	佐藤 匠馬

枚方市立菅原小学校	講師	金里 莉子
枚方市立菅原小学校	講師	大槻 夢佳
枚方市立菅原小学校	講師	梅田 潤子
枚方市立菅原小学校	講師	側 恵子
枚方市立高陵小学校	講師	吉田 誠
枚方市立高陵小学校	講師	谷本 博子
枚方市立山之上小学校	講師	一之瀬 尚人
枚方市立山之上小学校	講師	高橋 友亮
枚方市立山之上小学校	講師	前野 辰樹
枚方市立牧野小学校	講師	福田 達晶
枚方市立牧野小学校	講師	竹内 和世
枚方市立牧野小学校	講師	平林 格
枚方市立牧野小学校	講師	渡邊 貴文
枚方市立交北小学校	講師	永安 豊
枚方市立香陽小学校	講師	最上 風香

枚方市立中宮小学校	講師	木村 佳瑚
枚方市立中宮小学校	講師	小林 黎央
枚方市立中宮小学校	講師	菱田 賢一
枚方市立小倉小学校	講師	高山 祐太郎
枚方市立樟葉南小学校	講師	田之上 佳奈
枚方市立磯島小学校	講師	玉置 純也
枚方市立磯島小学校	講師	津田 颯大
枚方市立磯島小学校	講師	田畑 陽子
枚方市立蹉跎西小学校	講師	山本 宗佑
枚方市立蹉跎西小学校	講師	藤井 将
枚方市立蹉跎西小学校	講師	内藤 絵里奈
枚方市立蹉跎西小学校	講師	森 将太
枚方市立田口山小学校	講師	浦上 美和
枚方市立西牧野小学校	講師	宮本 武史
枚方市立西牧野小学校	講師	田中 里奈

枚方市立川越小学校	講師	橘 香理
枚方市立蹉跎東小学校	講師	小池 尚徳
枚方市立津田南小学校	講師	森土 侑磨
枚方市立樟葉北小学校	講師	小池 銀一
枚方市立船橋小学校	講師	村澤 良祐
枚方市立菅原東小学校	講師	松本 直葵
枚方市立中宮北小学校	講師	小倉 智栄
枚方市立山田東小学校	講師	山崎 洸太郎
枚方市立山田東小学校	講師	由井 大誓
枚方市立山田東小学校	講師	小野 敬介
枚方市立山田東小学校	講師	松本 春奈
枚方市立藤阪小学校	講師	田中 涼大
枚方市立藤阪小学校	講師	安藤 真弓
枚方市立平野小学校	講師	島元 梨花
枚方市立平野小学校	講師	中村 和矢

枚方市立平野小学校	講師	河村 龍一
枚方市立伊加賀小学校	講師	福田 誠
枚方市立西長尾小学校	講師	松尾 大樹
枚方市立第一中学校	講師	北山 雅規
枚方市立第四中学校	講師	野澤 聡太
枚方市立津田中学校	講師	佐藤 翔馬
枚方市立津田中学校	講師	田中 千絵
枚方市立中宮中学校	講師	秋元 文利
枚方市立招提中学校	講師	太田 圭祐
枚方市立東香里中学校	講師	太田 育実
枚方市立東香里中学校	講師	横窪 皇也
枚方市立山田中学校	講師	福田 雅文
枚方市立蹉跎中学校	講師	西野 崇仁
枚方市立蹉跎中学校	講師	古米 真幸

臨時代理第 39 号

令和 2 年度優秀教職員表彰について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 3 年（2021年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

「令和2年度優秀教職員表彰」について

1. 内容

教職員の一層の職務意欲を高め組織の活性化を図るとともに、元気で独創的な学校と教育を創造するため、枚方市内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員・チームのうち、特に顕著な業績をあげたもの（様々な教育課題に対する効果的な実践活動及び優れた提言、提案であり、かつ、枚方市内の公立学校の模範となるような業績をあげた教職員・チーム）を表彰する。

2. 対象

枚方市立小中学校の教職員（校長、教頭、教諭（首席及び指導教諭含む）、養護教諭（指導養護教諭含む）、栄養教諭（指導栄養教諭含む）、事務職員）及びチーム

3. 選考について

選考基準

次のいずれかに該当し、枚方市内の公立学校において模範となる顕著な業績をあげていること。

- (1) 児童・生徒の教科指導や生徒指導等（生徒指導、進路指導、栄養指導など）において、指導方法の工夫や意欲的な取組みにより優れた成果をあげていること。
- (2) 学校運営改善や地域との連携・協働、学校事務改善等において、学校の活性化に向けての創意工夫や貢献などが特に優れ、顕著な成果をあげていること。
- (3) 教材開発や指導方法の工夫、学校運営改善等において、特に優れた研究・提案等を行っていること。
- (4) その他、前各号と同等の実践又は貢献をし、他の模範として推奨に価するもの。

4. その他

- ・表彰件数 : 特に枠を設定しない。

令和2年度 優秀教職員表彰 受賞者（個人・学校・チーム）

学校名	職名	氏名	功績	推薦者（課）
枚方市立 伊加賀小学校	教頭	高嶋 珠希	教員の力とやる気向上 （業務改善推進校として取組発信）	教職員課
枚方市立 招提小学校	教諭	西村 真由子	学校の教育力向上 （カリマネ調査研究事業の推進担当者）	教育指導課
枚方市立 磯島小学校	教諭	三木 立志	障がいのある子どもの自立支援 （通級指導教室リーディングスタッフ）	教育支援推進室
枚方市立 磯島小学校	—	—	学校の教育力向上 （ICT教育の推進）	教育指導課
枚方市立 東香里小学校	—	—	学校の教育力向上 （ICT教育の推進）	教育指導課
枚方市立 第四中学校	—	—	学校の教育力向上 （ICT教育の推進）	教育指導課
枚方市立 楠葉西中学校	—	—	学校の教育力向上 （ICT教育の推進）	教育指導課
授業マイスター 認定者	—	—	学校の教育力向上 （ICT教育の推進）	教育研修課
情報教育推進 ワーキング チーム	—	—	学校の教育力向上 （ICT教育の推進）	教育研修課

令和3年3月11日

教 育 長 様

所 属 教 職 員 課
職 名 課 長
氏 名 鴨 田 慎 司

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	たかしま たまき		
氏名 (チーム名)	高嶋 珠希		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立伊加賀小学校 教頭		
生年月日 (設立年月日)	昭和49年6月13日	年齢	46 歳
代表者氏名・所属校 (チームの場合)			
主な功績 及び 推薦理由	<ul style="list-style-type: none">・本市の業務改善推進校の1つである当該校において、教頭として働き方改革の実現に向け、校長をよく補佐し、職員のメンタルヘルスケアや適切な労務管理等により職場環境の改善を図った。業務改善と学校教育の質の向上をめざし、当該校の取組を市内小中学校へ向けて発信した功績は多大である。・今年度、コロナ禍における感染予防対策等、教員が一層多忙を極める中、校長の方針に基づき、校内でタブレット活用による授業改善・業務改善をテーマとしたコア会議を立ち上げ、その中心として職員のモチベーションアップへと繋がる取組を具現化した。・職員への働きかけによりストレスチェックを有効に活用する等、働き方の意識改革に尽力した。・Googleフォームを活用した児童の健康観察では、教務主任と共に市内他校にもシステムを提供するなど、本市全体の教育活動に多いに貢献した。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和3年3月11日

教 育 長 様

所属 教育指導課
職名 課長
氏名 嶋田 崇

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	にしむら まゆこ		
氏名 (チーム名)	西村 真由子		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立招提小学校 教諭		
生年月日 (設立年月日)	昭和57年11月27日	年齢	38 歳
代表者氏名・所属校 (チームの場合)			
主な功績 及び 推薦理由	<ul style="list-style-type: none">・勤務校において、国語科教育の推進に努め、子どもたちの資質・能力の向上を図ってきた。・令和元年度から2年間にわたり、大阪府が文部科学省より委託を受け実施した「カリキュラム・マネジメント調査研究事業」の推進担当者となり、校内において国語科を中心とした教科等横断的な学びについて、組織として理解・実践が進むよう、研究体制の構築において中心的役割を果たした。・令和2年11月に実施された公開授業において、校内研究の取組を広く市内小学校へ発信した。その取組は高く評価されており、2年間の校内研究については「カリキュラム・マネジメントの手引き」という形でまとめられ、令和3年4月以降、大阪府教育委員会のHP等でカリキュラム・マネジメント促進のための事例として、広く府内に発信される予定である。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和3年3月12日

教 育 長 様

所属 教育支援推進室
職名 課 長
氏名 棧 敷 勝

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	みき たつし		
氏名 (チーム名)	三木 立志		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立磯島小学校 教諭		
生年月日 (設立年月日)	昭和57年1月27日	年齢	39 歳
代表者氏名・所属校 (チームの場合)			
主な功績 及び 推薦理由	<ul style="list-style-type: none">・難聴通級指導教室にて、難聴児童の聴力測定及び補聴器装用時の聞こえの様子の把握や、ICT機器を活用した授業の取組等、その内容を本市研修で発信した。通級指導教室担当教員の間でも、ICTを活用した指導法や教材の提供を行っている。・残存している聴力で学校生活を生き生きと過ごすことができるよう、当該児童・生徒及び保護者に対し、聞こえや補聴器、人工内耳などに対する正しい知識を提供しているとともに、自尊心の育成とコミュニケーション意欲の向上をめざして適切な環境作りや働きかけを行っている。・自校のみならず、枚方市リーディングスタッフとして、当該児童・生徒が在籍する学校へ巡回相談を行い、支援方法等のアドバイスを継続的に実施し、他の模範となっている。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和3年3月18日

教 育 長 様

所属 教育指導課

職名 課長

氏名 嶋田 崇

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりついそしまししょうがっこう		
氏名 (チーム名)	枚方市立磯島小学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 (設立年月日)		年齢	歳
代表者氏名・所属校 (チームの場合)	校長 新保 喜和	53歳	
主な功績 及び 推薦理由	<ul style="list-style-type: none">・今年度途中より開始したブログにて、当初から積極的な発信を行うとともに、保護者等へも丁寧に周知し続けており、閲覧数は1日平均200回前後となっている。・今年度の3学期より、文部科学省における「学びの保障オンライン学習システム(MEXCBT[メクビット])導入に係る調査研究事業校となり、6年生を対象として文部科学省によるオンライン学習システムを活用しながら、調査研究に協力を行った。・教育子育て委員協議会(所管事務調査)における、「タブレット端末を使用した小学校授業のオンライン視察」にて、6年生理科の授業をライブで配信し、各委員からも高い評価を得た。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和3年3月18日

教 育 長 様

所属 教育指導課

職名 課長

氏名 嶋田 崇

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりつひがしこうりしょうがっこう		
氏名 (チーム名)	枚方市立東香里小学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 (設立年月日)		年齢	歳
代表者氏名・所属校 (チームの場合)	校長 竹林 清	60歳	
主な功績 及び 推薦理由	<ul style="list-style-type: none">・令和元年度は、「枚方市プログラミング教育研究モデル校」として、令和2年度は「未来学習研究事業校」として、プログラミングコンテンツの効果的な活用について、各教科等の学習活動を通じて児童の情報活用能力を体系的に育成するための実践研究に取り組んだ。・令和元年度には、自校におけるプログラミング教育に係る研修を12回実施するとともに、全学年の公開授業を市内全域に発信した。・令和2年度にも、全教職員を対象としたプログラミング教育の研修や公開授業を実施してきた。・プログラミングに係るアンケートにおいて、「プログラミングの授業は楽しかったですか」の肯定的回答が97%、「プログラミングの学習をまたしたいですか」肯定的回答が98%と高い数値となっている。・市内におけるプログラミング教育に対して、先進的に取り組み、様々な実践事例を積み上げてきた功績が大きい。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和3年3月18日

教 育 長 様

所属 教育指導課

職名 課長

氏名 嶋田 崇

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりつだいよんちゅうがっこう		
氏名 (チーム名)	枚方市立第四中学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 (設立年月日)		年齢	歳
代表者氏名・所属校 (チームの場合)	校長 鶴島 茂樹	62歳	
主な功績 及び 推薦理由	<ul style="list-style-type: none">・未来学習研究事業検証校として、平成30年度より先進的に1人1台のタブレット端末の検証実施を行ってきた。・令和2年度には、府公開授業を実施した。・研究授業等には、大阪教育大学の仲矢教授らの指導助言を受け、研究を実施。・校内における組織体制の確立と運用を開始。・校内での取組を、令和2年度の情報教育推進ワーキングチームにて市内へ普及する。・学校教育自己診断より「授業では、生徒の間に話し合う活動をよく行っている」の項目で、2019年46%から2020年52.7%と肯定的評価が増加。・学校教育自己診断より「授業では、自分の考えを発表する機会が与えられている」の項目で、2019年59%から2020年65.7%と肯定的評価が増加。・生徒からは「席が離れている人たちの意見は知らなかったが、クラス全員を知れるようになった。」「意見交流が苦手だったが、自分の意見を他の人に伝えやすくなった。」など肯定的な意見を受けている。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和3年3月18日

教 育 長 様

所属 教育指導課
職名 課長
氏名 嶋田 崇

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりつくずはにしちゅうがっこう		
氏名 (チーム名)	枚方市立楠葉西中学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 (設立年月日)		年齢	歳
代表者氏名・所属校 (チームの場合)	校長 大西 勝徳	59歳	
主な功績 及び 推薦理由	<ul style="list-style-type: none"> ・未来学習研究事業検証校として、令和元年6月10日～令和2年3月31日まで、セルラー回線内蔵のiPadを学習系端末として活用することにおける効果検証及び諸課題の洗い出しを目的とした研究を行った。 ・iPadでのKeynoteやミライシード等の活用について検証し、生徒は概ね9割以上で、発表・意見交換等に活用し、ICTを活用した授業はわかりやすいと評価した。 ・つくば宇宙センターからの遠隔職業講話を実施し、講話と質疑応答から、生徒は働くことの意味、将来の夢、自分が今すべきこと等について考えた。 ・熊本市の中学校と生徒会同士をオンラインでつなぎ、学校間交流を行い、お互いの地震の時の様子や行動について意見交換を行った。また、熊本県の防災士を講師として、遠隔授業を行った。 ・英語科において、枚方市外国語指導助手を講師とし、オンラインで即興性のあるスピーキング力向上を図る英会話授業を行った。一人ひとりが英語を話す時間を増やし、異文化を体験する機会となった。 ・令和2年6月の分散登校時に、オンライン配信2クラスを3分割し、校内で授業配信を行い、感染症対策を行った。 ・令和2年11月に、枚方市教育フォーラムにおいて、オンラインで取組を発表した。 		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和3年3月11日

教 育 長 様

所 属 教 育 研 修 課
職 名 課 長
氏 名 鈴 木 秀 和

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	れいわ2ねんど じょうほうきょういく すいしん		
氏名 (チーム名)	令和2年度 情報教育推進ワーキングチーム		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 (設立年月日)	令和2年6月	年齢	歳
代表者氏名・所属校 (チームの場合)	楠葉中学校 校長 松尾 吉浩		
主な功績 及び 推薦理由	<p>・本市の「GIGAスクール構想」の実現に向けて急務となったICT教育の推進において、年度途中からの発足に関わらず、また、コロナ禍における諸々の対応が求められる中、本市の教育活動に多大な功績をもたらした。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none">・週に1度のコア会議（オンライン）への参加（年20回実施）・コア会議で各校、各ユニット内の取組発表・各ユニット内のリーダー・各校における情報教育推進及びICTの環境整備等 <p>・小中学校教職員が中心となって進めてきた本チームに対して全国各地からの関心は高く、新聞報道や各所の研究会等への指導主事の登壇依頼が相次ぎ、本チームを中心とした本市の情報教育推進に向けた取組を広く発信することができた。主な報道、指導主事が登壇した研究会等は以下の通りである。</p> <p>【報道】</p> <ul style="list-style-type: none">・Engadget 日本版・日本教育新聞		

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程新聞 【登壇した研究会等】 ・関西ICT展 （主催：（株）テレビ大阪エクスプロ） ・eスクールステップアップ キャンプ2020 （主催：一般財団法人日本視聴覚協会 共催：文部科学省） ・第76回教育委員会対象セミナー （主催：教育家庭新聞社）
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和3年3月22日

教 育 長 様

所 属 教 育 研 修 課
職 名 課 長
氏 名 鈴 木 秀 和

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	へいせい30・31ねんど じゅぎょうまいすたー にんていしや		
氏名 (チーム名)	平成30・31年度 授業マイスター認定者		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 (設立年月日)	平成30年6月1日	年齢	歳
代表者氏名・所属校 (チームの場合)			
主な功績 及び 推薦理由	<ul style="list-style-type: none">・「平成30・31年度 授業の達人養成講座」の受講者として、2年間の研修講座を継続受講するとともに、平成31年度末の「平成30・31年度 授業の達人養成講座 授業マイスター認定委員会」において、本チームの7名がその高い授業実践が称えられ、授業マイスターとして認定された。・令和2年度には、その高い授業力とICTをベストミックスさせた示範授業を動画資料として教育委員会へ提供し、その動画資料は、今後、市内全教職員がiPadで視聴できるよう発信される予定であり、市内全域のICTを効果的に活用した授業力向上への寄与が期待できる。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

臨時代理第 1 号

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成 3 年教育委員会規則第 2 号)第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 3 年 (2021 年) 4 月 1 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

委員の委嘱

委嘱理由

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

委嘱委員

次ページ「学校運営協議会委員名簿」のとおり

委嘱期間

令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日

学校運営協議会委員名簿

※任期：令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日

枚方小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	茨木 昭雄 (いばらき あきお)	枚方校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	恩地 宏昌 (おんち ひろまさ)	枚方小学校PTA会長	保護者	1期目
3	村田 美恵子 (むらた みえこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

枚方第二小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	加藤 吉和 (かとう よしかず)	枚方第二校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	3期目
2	平井 義一 (ひらい よしかず)	枚方第二校区コミュニティ協議会 事務局次長	地域住民	3期目
3	川島 啓司 (かわしま けいじ)	枚方第二小学校小PTA会長	保護者	1期目
4	山口 洋子 (やまぐち ようこ)	民生委員 児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	港 美咲 (みなと みさき)	枚方第二小PTA元副会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

蹉跎小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	八島 雅夫 (やしま まさお)	蹉跎校区コミュニティ総務部会部長	地域住民	3期目
2	峠 賢一 (とうげ けんいち)	蹉跎小学校PTA会長	保護者	1期目
3	山本 宗男 (やまもと むねお)	元枚方市中学校長 元枚方市鍵屋資料館館長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
4	大西 美紀子 (おおにし みきこ)	民生委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	鈴木 康弘 (すずき やすひろ)	子どもいきいき広場代表	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

香里小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	小原 寿三 (こはら としみ)	香里校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	森 政義 (もり まさよし)	次期香里校区コミュニティ協議会 副会長	地域住民	1期目
3	三木 登紀子 (みき ときこ)	香里小学校PTA会長	保護者	1期目
4	肥田 時子 (ひだ ときこ)	校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

開成小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	森下 幸信 (もりした ゆきのぶ)	校区防犯協議会理事 校区福祉委員会役員	地域住民	3期目
2	守山 祐矢 (もりやま ゆうや)	開成小学校PTA前会長	保護者	1期目
3	久我 周夫 (くが かねお)	大阪夕陽丘学園短期大学准教授	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

五常小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	窪田 哲也 (くぼた てつや)	五常校区コミュニティ協議会書記	地域住民	3期目
2	磯部 智子 (いそべ ともこ)	五常校区コミュニティ協議会書記	地域住民	3期目
3	萱原 育代 (かやはら いくよ)	五常小学校PTA代表	保護者	1期目
4	宮川 満 (みやがわ みつる)	元枚方市立学校教頭	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

春日小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	出村 栄志 (でむら たかし)	春日校区コミュニティ会長	地域住民	3期目
2	大瀧 眞一 (おおたき しんいち)	春日校区コミュニティ副会長	地域住民	3期目
3	高橋 利坦 (たかはし としひろ)	茄子作自治会会長	地域住民	3期目
4	平沼 健治 (ひらぬま けんじ)	春日小学校PTA会長	保護者	3期目
5	村田 壽美 (むらた としみ)	元青少年育成指導員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

桜丘小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	三瀬 吉彦 (みせ よしひこ)	村野地区 区長代理	地域住民	3期目
2	三村 聡 (みむら さとる)	桜丘小学校PTA会長	保護者	1期目
3	小川 温子 (おがわ あつこ)	関西福祉大学 教育学部 准教授	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4	井内 通朗 (いうち みちろう)	桜丘中学校桜美会会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	長谷川 通子 (はせがわ みちこ)	スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

山田小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	東郷 宏司 (とうごう ひろし)	山田校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	藤原 千恵 (ふじわら ちえ)	山田小学校PTA会長	保護者	2期目
3	渡邊 利八郎 (わたなべ りはちろう)	元枚方市立小学校長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
4	大川 尚子 (おおかわ なおこ)	京都女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

明倫小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	西 信次 (にし のぶじ)	明倫校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	宮野 衣仁子 (みやの えみこ)	明倫小学校前PTA会長	保護者	1期目
3	中埜 敬志 (なかの たかし)	安全監視員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
4	山田 長正 (やまだ ながまさ)	常翔啓光学園中学校・高等学校長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
5	藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

殿山第一小学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	宮花 義男 (みやはな よしお)	殿山第一校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	梶原 祐美子 (かじはら ゆみこ)	殿山第一小学校PTA副会長	保護者	1期目
3	木立 英行 (きだち ひでゆき)	元大阪教育大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	辻坂 智矢 (つじさか ともや)	元学校歯科医	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	土橋 知幸 (つちはし ともゆき)	殿山第一小学校前PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

殿山第二小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	山田 恵子 (やまだ けいこ)	殿山第二校区コミュニティ協議会 事務局書記	地域住民	3期目
2	横山 志穂 (よこやま しほ)	殿山第二小学校PTA会計監査	保護者	1期目
3	定別當 光 (じょうべつとう ひかる)	殿山第二校区連合自治会会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
4	渡辺 宏治郎 (わたなべ こうじろう)	会館殿二管理委員会委員長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

樟葉小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	小山 隆彦 (こやま たかひこ)	樟葉校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	片岡 宏之 (かたおか ひろゆき)	樟葉小学校PTA会長	保護者	1期目
3	山口 紀子 (やまぐち のりこ)	民生委員 児童委員 校区長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	平井 美樹 (ひらい みき)	民生委員 主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

津田小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	平尾 賢二 (ひらお けんじ)	福祉委員会会長 民生委員 児童委員	地域住民	3期目
2	中村 啓太 (なかむら けいた)	津田小学校PTA会長	保護者	1期目
3	長村 幹夫 (ながむら みきお)	津田区区长 校区防犯協議会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
4	大林 康二 (おおばやし こうじ)	校区青少年育成指導委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

菅原小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	駒田 清美 (こまだ きよみ)	民生委員	地域住民	2期目
2	笹田 泰弘 (ささだ やすひろ)	青少年育成指導員	保護者	2期目
3	中島 秀芳 (なかじま ひでよし)	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	笹田 庄次 (ささだ しょうじ)	菅原校区コミュニティ協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	平井 幸雄 (ひらい ゆきお)	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

氷室小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	吉田 勝 (よしだ まさる)	氷室校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	井村 善行 (いむら よしゆき)	尊延寺区长	地域住民	3期目
3	大橋 深保子 (おおはし しほこ)	氷室小学校PTA会長	保護者	1期目
4	南 光男 (みなみ みつお)	穂谷区长	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	松宮 洋子 (まつみや ようこ)	福祉委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

高陵小学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	森 崇 (もり たかし)	高陵校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	大村 顕一郎 (おおむら けんいちろう)	高陵小学校PTA会長	保護者	2期目
3	伊原 シゲ子 (いはら しげこ)	高陵校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

山之上小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	虫明 桂子 (むしあけ けいこ)	山之上校区コミュニティ協議会会長代行	地域住民	3期目
2	山本 正幹 (やまもと まさもと)	山之上小学校PTA会長	保護者	1期目
3	中 作平 (なか さくへい)	枚方市消防団副団長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
4	田中 香世子 (たなか かよこ)	青少年育成指導員 更正保護女性会幹事	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

牧野小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	仙田 俊昭 (せんだ としあき)	牧野校区コミュニティ協議会 会長代行	地域住民	2期目
2	野村 忠志 (のむら ただし)	牧野小学校PTA会長	保護者	1期目
3	藤川 彩 (ふじかわ あや)	牧野小学校PTA副会長	保護者	1期目
4	山中 脩自 (やまなか しゅうじ)	うらら幼稚園長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	木村 久美子 (きむら くみこ)	前主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

交北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	笠谷 昇 (かさに のぼる)	交北学校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	畑中 光昭 (はたなか みつあき)	保護司	地域住民	3期目
3	西岡 ゆかり (にしおか ゆかり)	交北小学校PTA副会長	保護者	1期目
4	藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
5	田代 志保 (たしろ しほ)	交北小学校お話ドリーム	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

香陽小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	津浦 啓子 (つうら けいこ)	香陽校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	堀田 浩平 (ほった こうへい)	香陽小学校PTA会長	保護者	1期目
3	貞利 富士美 (さだとし ふじみ)	香陽校区コミュニティ協議会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
4	吉田 久子 (よしだ ひさこ)	枚方交野地区保護司会広報部副部長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

招提小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	柿木 峯子 (かきのき みねこ)	招提子どもの居場所作り委員会	地域住民	2期目
2	古市 真由美 (ふるいち まゆみ)	招提小学校PTA会長	保護者	1期目
3	赤井 悟 (あかい さとる)	甲南女子大学 国際学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	浦嶋 敏之 (うらしま としゆき)	関西外国語大学 英語キャリア学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

中宮小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	奥野 勇 (おくの いさむ)	中宮校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	間下 覚子 (ました さとこ)	中宮小学校前PTA会長	保護者	1期目
3	中 恒夫 (なか つねお)	中宮校区子どもの安全見守り隊隊長 中宮校区コミュニティ協議会相談役	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

小倉小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	津上 敏廣 (つがみ としひろ)	小倉校区コミュニティ協議会相談役	地域住民	3期目
2	山中 卓 (やまなか たかし)	小倉校区コミュニティ協議会相談役	地域住民	3期目
3	石井 星史 (いしい せいじ)	小倉小学校元PTA会長	保護者	3期目
4	水野 奨 (みずの しょう)	小倉小学校元PTA会長	保護者	3期目
5	三浦 久男 (みうら ひさお)	元大阪市立小学校長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

樟葉南小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	永井 昭夫 (ながい てるお)	樟葉南校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	檜尾 智津子 (ひお ちづこ)	元主任児童委員	地域住民	3期目
3	居島 竹男 (いじま たけお)	樟葉南小学校PTA会長	保護者	3期目
4	古城 香苗 (こじょう かなえ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

磯島小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	松永 義信 (まつなが よしのぶ)	磯島校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	中瀬 渉 (なかせ わたる)	磯島小学校PTA会長	保護者	1期目
3	津田 茂樹 (つだ しげき)	社会法人 であい共生舎 理事長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	浅田 和也 (あさだ かずや)	枚方なぎさ高等学校校長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

蹠西小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	加藤 美津代 (かとう みつよ)	安全監視員	地域住民	3期目
2	木田 ミツ (きだ みつ)	保護司	地域住民	3期目
3	安部 美香 (あべ みか)	蹠西小学校PTA会長	保護者	1期目
4	井上 栄樹 (いのうえ えいじゅ)	光善寺保育園長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

樟葉西小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	竹田 純子 (たけだ じゅんこ)	樟葉西校区コミュニティ協議会会計	地域住民	3期目
2	田中 大輔 (たなか だいすけ)	樟葉西小学校PTA会長	保護者	1期目
4	中山 延恵 (なかやま のぶえ)	くずはおはなしを語る会代表	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	中村 香津子 (なかむら かづこ)	元枚方市立小学校校長 大阪市住吉区SSW	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

田口山小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	市川 洋子 (いちかわ ようこ)	エプロンクラブ代表	地域住民	2期目
2	新井 雄太郎 (あらい ゆうたろう)	田口山小学校PTA会長	保護者	2期目
3	中村 彩 (なかむら あや)	田口山小学校PTA副会長	保護者	2期目
4	不破 照子 (ふわ てるこ)	校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

西牧野小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	矢葺 勉 (やぶき つとむ)	西牧野校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	河崎 理恵 (かわさき りえ)	西牧野小学校PTA副会長	保護者	1期目
3	藤友 一成 (ともふじ いっせい)	枚方市スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4	吉川 年幸 (よしかわ としゆき)	大阪教育大学特任教授	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

川越小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	坂口 孝司 (さかぐち たかし)	川越校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	松永 安司 (まつなが やすじ)	川越校区コミュニティ協議会南支部事務局	地域住民	3期目
3	前田 泰子 (まえだ やすこ)	主任児童委員	保護者	3期目
4	端野 新治 (はしの しんじ)	北河内農業協同組合稗尊時支部長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	谷村 雅子 (たにむら まさこ)	民生委員 児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

蹉跎東小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	桑原 武志 (くわはら たけし)	蹉跎東校区コミュニティ協議会事務局長	地域住民	3期目
2	服部 まどか (はっとり まどか)	蹉跎東校区コミュニティ協議会元会長	地域住民	3期目
3	沖野 観月 (おきの みづき)	蹉跎東小学校PTA会計	保護者	3期目
4	渡辺 道男 (わたなべ みちお)	保護司 蹉跎東校区コミュニティ協議会幹事	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	森本 朝子 (もりもと ともこ)	民生委員 児童委員 枚方こどもいきいき広場代表	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

桜丘北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	岡本 美登里 (おかもと みどり)	桜丘北校区コミュニティ協議会会計	地域住民	3期目
2	伊牟田 洋子 (いむた ようこ)	桜丘北小子どもいきいきスクール主担	地域住民	3期目
3	入江 俊二 (いりえ しゅうじ)	桜丘北小学校PTA会長	保護者	1期目
4	横山 亜津子 (よこやま あつこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

津田南小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	松永 逸夫 (まつなが いつお)	津田南校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	川野輪 亜希子 (かわのわ あきこ)	津田南小学校PTA副会長	保護者	1期目
3	中村 俊彦 (なかむら としひこ)	いきいきつなみプラザ会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	芝田 実 (しばた みのる)	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

樟葉北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	井上 達也 (いのうえ たつや)	樟葉北校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	林谷 真 (はやしたに まこと)	楠葉北小学校PTA会長	保護者	1期目
3	天野 忠一 (あまの ただかず)	元気づくり地域コーディネーター	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

船橋小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	森下 良實 (もりした よしみ)	船橋校区コミュニティ協議会会計監査	地域住民	2期目
2	沼田 通子 (ぬまた みちこ)	民生児童委員	地域住民	2期目
3	河村 友絵 (かわむら ともえ)	船橋小学校PTA副会長	保護者	1期目
4	島野 文男 (しまの ふみお)	船橋校区コミュニティ協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
5	門林 和子 (かどばやし かずこ)	元学校医	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

菅原東小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	宮原 保子 (みやはら やすこ)	菅原東校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	小松 翠 (こまつ みどり)	菅原東小学校PTA会長	保護者	1期目
3	竹原 京子 (たけはら きょうこ)	民生委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

中宮北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	森田 吉彦 (もりた よしひこ)	中宮北校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	加嶋 隼人 (かしま はやと)	中宮北小学校PTA会長	保護者	1期目
3	四方 昌紀 (しかた まさき)	中宮北小学校前PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

山田東小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	津田 正 (つだ ただし)	山田東校区コミュニティ協議会前会長	地域住民	3期目
2	早川 孝 (はやかわ たかし)	山田東校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
3	坂巻 恵美 (さかまき えみ)	山田東小学校PTA副会長	保護者	1期目
4	山田 晴秀 (やまだ はるひで)	スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

藤阪小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	寺嶋 広次 (てらしま ひろつぐ)	藤阪区副区長 藤阪校区コミュニティ協議会評議員	地域住民	3期目
2	高光 幸治 (たかみつ こうじ)	藤阪校区コミュニティ協議会幹事	地域住民	3期目
3	近藤 千恵 (こんどう ちえ)	藤阪小学校PTA副会長	保護者	3期目
4	山口 泉 (やまぐち いずみ)	校区福祉委員会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	前田 仁 (まえだ ひとし)	藤阪校区コミュニティ協議会評議員 おやじの会会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

平野小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	浜田 坦 (はまだ たかし)	平野校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	常 隼人 (つね はやと)	平野小学校PTA会長	保護者	2期目
3	梶原 勝 (かじはら まさる)	校区地域安全センター長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
4	山本 修司 (やまもと しゅうじ)	元枚方市立小学校校長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5	荒木 富美子 (あらか ふみこ)	平野校区コミュニティ協議会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

長尾小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	山口 伊津子 (やまぐち いつこ)	長尾校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	2期目
2	二井 悠希 (にい ゆうき)	長尾小学校PTA会長	保護者	1期目
3	守屋 秀之 (もりや ひでゆき)	元枚方市立小学校校長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	松本 哲 (まつもと さとし)	安全監視員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

東香里小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	山口 博 (やまぐち ひろし)	東香里校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	池田 未央 (いけだ みお)	東香里小学校PTA副会長	保護者	1期目
3	谷 京子 (たに きょうこ)	元PTA本部役員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4	堀 雅樹 (ほり まさき)	元枚方市立中学校長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

伊加賀小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	植田 眞二 (うえだ しんじ)	伊加賀校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	森田 優子 (もりた ゆうこ)	伊加賀小学校PTA会長	保護者	1期目
3	谷口 憲一 (たにぐち けんいち)	リバティシニア倶楽部会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	伊吹 直代 (いぶき なおよ)	校区福祉委員会 民生委員児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

西長尾小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	河村 通男 (かわむら みちお)	西長尾校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2期目
2	原田 敏 (はらだ さとし)	校区福祉委員会会長	地域住民	2期目
3	木下 あかね (きのした あかね)	西長尾小学校PTA会長	保護者	1期目
4	元吉 忠寛 (もとよし ただひろ)	関西大学 社会安全学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

臨時代理第2号

職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）4月1日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

令和3年4月1日付け職員の人事異動

職員 of 異動

新	氏名	旧
枚方市立蹉跎幼稚園 班長	中地 美由紀	枚方市立蹉跎西幼稚園 班長

臨時代理第3号

教職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）4月1日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

令和3年4月1日付け教職員の人事異動

教職員の異動

新	氏名	旧
枚方市立田口山幼稚園 教諭	小西 史津香	枚方市立香里幼稚園 教諭
枚方市立田口山幼稚園 教諭	榑 真知子	枚方市立蹉跎西幼稚園 教諭
枚方市立香里幼稚園 教諭	三浦 祥子	枚方市立蹉跎西幼稚園 教諭
枚方市立枚方幼稚園 教諭	山本 由香理	枚方市立田口山幼稚園 教諭